

企画競争実施の公示

平成30年8月20日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名 アジア地域への気象レーダー等海外展開調査業務

(2) 業務内容

アジア地域では、大雨に伴う洪水や土砂災害による人的・物的被害が頻発しており、気象観測・予測技術の向上、及び防災気象情報・航空気象情報の適切な提供が急務である。日本は気象災害に関する知見や技術を豊富に蓄積しているため、短期間で高度なレーダー利用技術を指導することが可能であり、アジア地域の気象水文機関等による防災気象業務の効果的な向上、ひいては在外邦人や現地日本企業の災害リスクの軽減にも直結している。

本調査では、アジア地域の各国に日本の先進的な気象レーダー等(気象レーダー、ウィンドプロファイラレーダー及び空港気象ドップラーライダー)を導入し、その技術を最大限活用するための具体的かつ実現性の高い方法を提案することにより、気象レーダー市場における国産メーカーのシェア拡大を図り、これにより当該国の防災対応能力が向上するのみならず、在外邦人や当該国に進出する日本企業の災害リスクを軽減させ、日本再興戦略やインフラ輸出戦略といった我が国の政府方針に沿い、我が国の経済成長に寄与することを目的とする。

このため、本業務では、アジア地域において気象レーダー等を導入済みの国及び潜在的に気象レーダー等の導入が見込まれる国を対象として、気象レーダー等の観測に関するニーズを各種資料から把握し、国内の専門家や気象レーダー等製造企業からの意見も踏まえながら、現地調査対象となる国を複数国選定する。現地調査では、気象水文機関及び航空機関等による気象レーダー等及び関連情報システムの中長期的な整備・運用計画を入手し、既存の気象レーダー等施設または新規整備候補地の調査を行う。観測環境や電力、通信等のインフラストラクチャも含めた整備条件を把握し、各国の国情に応じて、日本の先進的な気象レーダー等技術を最大限活用する展開戦略を立案するとともに、その展開戦略に資する技術資料やプレゼンテーション資料を、国内の専門家等の監修に基づいて製作することにより、実現性の高い計画として提案するものである。

(3) 履行期限 平成31年3月20日(水)

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号) 第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4
気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 岩田 裕樹
電話 03-3212-8341 (内線 2577) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 3 0 年 8 月 2 0 日 (月) から平成 3 0 年 9 月 1 0 日 (月) まで (1) に同じ
電子データで交付する (C D - R 要持参)

(3) 企画提案書等の提出期限、提出部数、場所及び方法

平成 3 0 年 9 月 1 0 日 (月) 1 7 時まで 企画提案書等 7 部
〒100-8122 東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4
気象庁観測部計画課 林 俊宏、楨山 恵子
電話 03-3212-8341 (内線 4130、4236)
持参、郵送 (書留郵便に限る。) に限る。

(4) 説明会の日時及び場所等

実施しない

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施
平成 3 0 年 9 月 1 1 日 (火) ~ 1 2 日 (水) いずれかの指定する時間

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 実施部局に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、適切な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、気象庁との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は、企画提案説明書による。